

愛知県サイクリング協会 会則

(1997年10月26日公布)

第1章 総則

第1条 (名称)

この協会は、愛知県サイクリング協会（略称、ACA）と称する。

第2条 (事務所)

この協会は、事務所を次に置く。

住所 愛知県江南市五明町根場99 間宮克英方

電話/Fax 0587-54-6071 Tel 080-2627-2819

第3条 (目的)

1. サイクリングに対する会員の要求を会員相互の協力によって実現し、豊かな人間性と健康な心身をつくる。
2. 社会の中で、義務を果たす自立したサイクリストおよび青少年の育成と、その地位と権利の向上に努める。
3. 健全なサイクリングの普及、奨励、啓発を図ることによって、野外活動と体育文化の向上に寄与する。
4. 世界的視野に立った自転車全般のフィールドを考慮し、そのフィールドとなる自然や社会との共生を進める。

第4条 (事業)

この協会は、目的達成のため次の事業をおこなう。

1. サイクリング行事を地域、職域、団体、個人、種類を問わず実施。
2. 関係各種団体および会員相互の情報連絡の充実。
3. サイクリングとそのフィールドにもとづく、調査・研究・講習に関し、指導者（インストラクター）育成の実施。
4. 会報の刊行。
5. 財団法人日本サイクリング協会の委託事業。
6. その他、サイクリングの普及に必要な事業。

第2章 組織

第5条 (会員)

この組織は、会則を承認し所定の入会手続きを経た、会員・賛助会員等で組織する。
入会の手続き、会員等に関しては、別に定める。

第6条 (役員)

1. この協会に次の役員を置く。
 - (1) 会長1名
 - (2) 副会長若干名
 - (3) 理事長1名
 - (4) 副理事長若干名
 - (5) 事務局長1名
 - (6) 常任理事若干名
 - (7) 理事若干名
 - (8) 監事2名
2. 他に必要に応じ、名誉会長・顧問・相談役・理事長補佐・各支部長を置くことが出来る。

第7条(役員の仕事)

1. この協会の役員の仕事は次のとおりとする。
 - (1) 会長 協会を代表する。但し会務等については理事長一任する。
 - (2) 副会長 会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代行する。
 - (3) 理事長 正副会長を補佐し、会務を理事会に報告し執行にあたる。会務の統括のために常任理事会及び理事会に、議長として執行にあたる。
 - (4) 副理事長 理事長を補佐し、理事長事故あるときはその職務を代行する。各部長等を兼務して各部等の統括にあたる。
 - (5) 事務局長 事務を統括し、円滑な遂行にあたる。
 - (6) 常任理事 日常会務及び事業に、円滑な遂行にあたる。
 - (7) 理事 正副支部長を兼務して、支部をまとめ部長を補佐する。
 - (8) 監事 会計を監査し、結果を理事会に報告しなければならない。
2. 第6条2項の役員は理事および理事会の要請により会務の遂行ができる。

第8条(役員を選出と任期)

1. この協会の役員は次により選出され総会に諮る。
会長・副会長・監事は理事会が選任する。
理事長・副理事長・常任理事・事務局長は理事の中から理事会が選任する。
理事は会員から選任される。
2. 名誉会長・顧問・相談役・理事長補佐の選任は、理事会の承認を得る。
3. 会長、副会長の任期は特に定めない。
4. 上記以外の役員の仕事は、2年とする。但し再任は妨げない。
但し役員が、任期の途中で辞任もしくは事情により、会務の遂行不能となった場合に、理事会は役員の仕事の交代増員が出来る。補充役員の仕事は前任者の残任期間とする。

第3章 機関

第9条(機関)

この協会には次の機関をおく。
総会、常任理事会、理事会、事務局、企画統括部、広報部

第10条(総会)

1. 総会は第6条の1項で規定された役員で構成される。
2. 総会はこの協会の最高意志決定機関で、毎年1回会長が招集します。但し、役員の仕事の3分の1以上の要請があるか、理事会が必要と認めた時は、臨時総会を開催する。
3. 総会は役員の仕事の過半数の出席で成立し、議決は出席者の仕事の過半数の賛成で決定する。但し会則の改廃は、出席者の仕事の3分の2以上の賛成を必要とする。
4. 総会に出席できない役員は、その権限を他の役員、または総会の仕事の多数意思に委任することができ、委任状をもって出席と認める。
5. 総会で審議する事項は次のとおりとする。
 - (1) 役員の仕事の選任に関する事項。
 - (2) 活動報告の承認と新年度方針に関する事項。
 - (3) 会計報告の承認と予算案に関する事項。
 - (4) 会則の改廃に関する事項。
 - (5) 会則の定めるところにより、総会に付さなければならない事項。
 - (6) 会長または理事会が必要と認めた事項。

第11条(常任理事会)

1. 常任理事会は、業務を実践するため、必要かつ具体的な活動の推進にあたる。
2. 常任理事会の構成は、第6条の1項の(3)から(6)の役員とする。
3. 常任理事会は必要に応じて開くことができる。

第12条(理事会)

1. 理事会は、会の目的および総会の決定を実践するため、必要かつ具体的事項を定め、活動の推進にあたる。
2. 理事会の構成は、第6条の1項の役員全員とする。
3. 理事会は必要に応じて開き、構成人員の2分の1以上の出席で成立する。但し、出席者が2分の1に満たない場合は委任状をもって成立する。議決は出席者の過半数で決定する。

第13条(事務局)

事務局は協会運営の中心となり、日常会務の推進と必要な事項の支出の処理に当たる。その構成・人選は理事会で決定する。

第14条(企画統括部)

企画統括部は内部機関と連携し、種々の活動を処理する。また独自の部会を編成し企画運営を補佐する。その構成・人選は常任理事会で決定する。

第15条(広報部)

広報部は事務局と連携し、会報の発行を行う。会員へ種々の情報伝達とサイクリング行事案内の編集活動を行う。その構成・人選は理事会で決定する。

第16条(支部)

1. 本協会は県内を対象に12支部を置き、会員との連絡を密にする。県外会員は事務局所属とする。
2. クラブ同好会等の位置づけについて
 - ①会員は各支部・県内外を問わず自由に設立できる。
 - ②協会公認の条件
 - 1) 協会会員が2名以上所属すること
 - 2) 設立の趣旨、責任者、名簿、活動計画等の提出
 - 3) 当協会は公認クラブ等に対して可能な範囲で協力する。

第4章 財政

第17条(会計責任者)

この協会の会計責任者は事務局長とし、会計担当を置くことができる。

第18条(収入)

この協会は次の収入によって運営する。
会費、事業収入、賛助会費、助成金、寄付金、その他

第19条(収入方法)

この協会の収入の方法は、別に総会で定める細則による。

第20条(会計年度)

この会の会計年度は、1月1日から12月31日までとする。

第21条(監査)

監事は、会計年度の収支決算を監査し、理事会および総会に報告する。

付則

1. この会則は公布日から施行し、平成10年(1998年)4月1日から適用する。
2. 1998年 6月27日 一部改正施行
3. 1999年 1月24日 一部改正施行
4. 2000年 5月20日 一部改正施行
5. 2002年 5月26日 一部改正施行
6. 2004年 2月29日 一部改正施行
7. 2005年 2月26日 一部改正施行
8. 2008年 3月 2日 一部改正施行
9. 2009年 3月 8日 一部改正施行
10. 2012年 2月26日 一部改正施行
11. 2016年 2月28日 一部改正施行

愛知県サイクリング協会 細則

(1997年10月26日公布)

第1条 (入会手続)

1. この協会の入会手続きは、所定の入会申込用紙へ必要事項を記入し、会費と共に事務局へ到着しだい完了します。
2. インターネットでも入会が出来ます。

第2条 (会費種類)

この協会の会員の種類と会費は次の通りとします。

- | | | |
|--------------------|------|-------|
| 1. J C A 会員(ACA含む) | 年額1名 | 4000円 |
| 2. A C A 会員のみ | 年額1名 | 3000円 |
| 3. A C A 賛助会員 | 年額1口 | 5000円 |
| 4. A C A 法人会員 | 年額1口 | 5000円 |

第3条 (特典および注意点)

この協会の会員特典はJ C A特典とA C A特典の2通りがあります。

1. J C A特典
別項の「J C A会員特典」またはJ C Aホームページを参照してください。
2. A C A特典
 - ① A C A主催のサイクルイベントで会員と交流ができます。
 - ② A C Aが主催するイベントの参加料が割引されます。
 - ③ A C Aが発行する自転車情報誌が自宅に届きます。
 - ④ A C Aを通じてJ C Aに入会すれば自動的にA C A会員になります。
 - ⑤ 特典除外内容は、A C Aのみの方はJ C A特典を受けられません。
3. A C A 賛助会員
ショップ対象の制度です。一口につき1名の権利を有します。
1企画につき一口2名会員割引が受けられます。
4. A C A 法人会員
企業対象の制度です。一口につき1名の権利を有します。
1企画につき一口2名会員割引が受けられます。

第4条 (入会期間)

この協会の会費は、年間 (J C A・A C A 4 / 1 ~ 翌 3 / 3 1)

一括払いとし、毎年1月から3月末の間に、前納して下さい。

納入の遅れた場合は、手続きをした翌日から年度末の3月31日までとなります。

納入された会費はいかなる理由があっても返却されることはありません。

第5条 (会員責任)

1. この協会の会員の責任は次の通りです。
会員は自己責任に於いて行動し、他へ責任追及をしない。
これは行事役員の運営手違いの場合でも同じです。
2. この協会の責任の上限は、会員へ次の傷害保険の紹介をもって終了します。
 - ① J C A 総合保障制度を受けられます。
 - ② 行事毎の団体保険または個人保険は、A C A で加入手続きの代行をおこなう用意があります。保障内容は別に定めます。

付則

1. この会則は公布日から施行し、平成10年(1998年)4月1日から適用する。
2. 1998年 6月27日 一部改正施行
3. 2003年 4月 1日 一部改正施行
4. 2004年 2月29日 一部改正施行
5. 2006年 2月26日 一部改正施行
6. 2008年 3月 2日 一部改正施行
7. 2012年 2月26日 一部改正施行
8. 2016年 2月28日 一部改正施行